

【機密性 2】

※機密性は以下を参考に、適切に変更・表示し、以下の記述を削除してください。

秘密文書相当、機微な個人情報を含む場合は【機密性 3】

公開を前提としない場合は【機密性 2】（公開前の案の段階なども含む）

公開可能な場合は【機密性 1】

※取扱制限等(例 1：関係者限り、例 2：公表までの間)については必要に応じて追加してください。

ダイオキシン類に関する土壌の常時監視に係る調査測定について

平成 12 年 1 月 14 日

環境庁水質保全局長

ダイオキシン類に関する土壌の常時監視に係る調査測定について

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。）の施行については平成 12 年 1 月 12 日付け企画調整局長・大気保全局長・水質保全局長通知により通知したところであるが、土壌の常時監視に係る調査測定については別途通知することとされているため、下記のとおり通知するので、適切な運用をお願いしたい。

なお、特に注釈がない限り、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）第 8 条に規定する市（以下「政令市」という。）にあつては、都道府県知事を政令市長と読み替えるものとする。

また、法第 42 条及び附則第 1 条の規定により、常時監視の事務は、平成 12 年 4 月 1 日から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務となることに留意されたい。

記

1 常時監視のために必要な調査測定の種類

ダイオキシン類による土壌の汚染については、経時的な濃度変化が比較的小さく、一般に局所的であるという特徴を有していることから、地域における土壌中のダイオキシン類濃度の状況を効率的に把握するとともに対策の実施が必要な地域を早期に発見するためには、同一地点で繰り返し調査測定を実施するより、広域的に調査地点を選定し実施することが適当である。

したがって、常時監視のためには、以下のような調査測定を通じ汚染の実態を把握するものとする。

(1) 地域概況調査

【機密性 2】

※機密性は以下を参考に、適切に変更・表示し、以下の記述を削除してください。

秘密文書相当、機微な個人情報を含む場合は【機密性 3】

公開を前提としない場合は【機密性 2】（公開前の案の段階なども含む）

公開可能な場合は【機密性 1】

※取扱制限等(例 1：関係者限り、例 2：公表までの間)については必要に応じて追加してください。

ア 一般環境把握調査

一般環境における土壌中のダイオキシン類濃度の状況を把握するため、特定の発生源の影響をあらかじめ想定せずに実施する調査である。

イ 発生源周辺状況把握調査

ダイオキシン類を発生し排出する施設が一般環境の土壌に及ぼす影響を把握するため、発生源の周辺において実施する調査である。

ウ 対象地状況把握調査

既存資料等の調査によりダイオキシン類による汚染のおそれが見られる対象地における土壌中のダイオキシン類濃度の状況を把握するため実施する調査である。

(2) 調査指標確認調査

(1)の調査の結果、250pg-TEQ/g（以下「調査指標値」という。）以上の地点が判明した場合、その周辺におけるダイオキシン類濃度を把握するため実施する調査である。（「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号。以下「告示」という。）の別表備考3参照）

(3) 範囲確定調査

(1)又は(2)の調査の結果、告示に定める土壌の環境基準値を超える地点が判明した場合、環境基準値を超える土壌の範囲及び深度を確定するため実施する調査である。

(4) 対策効果確認調査

汚染の除去等の対策を実施した場合、その効果を確認するため実施する調査である。

【機密性 2】

※機密性は以下を参考に、適切に変更・表示し、以下の記述を削除してください。

秘密文書相当、機微な個人情報を含む場合は【機密性 3】

公開を前提としない場合は【機密性 2】（公開前の案の段階なども含む）

公開可能な場合は【機密性 1】

※取扱制限等(例 1：関係者限り、例 2：公表までの間)については必要に応じて追加してください。

(5) 継続モニタリング調査

調査指標値以上の地点について、土壌中のダイオキシン類濃度の推移を把握するため、3～5年の期間をおいた後に実施する調査である。

2 常時監視に係る調査測定を行う地点

常時監視のための調査測定を行う地点の選定方法は、原則として次のとおりとすることとし、具体的な方法については、別途通知する。

なお、あらかじめ土地利用状況等を資料等により調査した上で地点を選定するものとし、調査の実施に当たっては事前に土地所有者や関係機関に協力を依頼するなどにより円滑な実施に努めることが望ましい。

(1) 地域概況調査

ア 一般環境把握調査

数年程度で都道府県の区域内の全市町村（政令市にあつては主要な地域）において調査が実施されるよう年次計画を立て、調査地点を選定するものとする。また、人口や土地利用の状況等を勘案して、多数の人の健康に影響を及ぼす可能性がある地域及び汚染の可能性が高い地域を優先的に選定するものとする。

イ 発生源周辺状況把握調査

数年程度で都道府県の区域内の主要な発生源が選定されるよう年次計画を立て、周辺の一般環境における土壌中のダイオキシン類濃度の概況が把握できるよう調査地点を選定するものとする。

ウ 対象地状況把握調査

既存資料等の調査によりダイオキシン類による汚染のおそれが高い対象地を優先的に選

【機密性 2】

※機密性は以下を参考に、適切に変更・表示し、以下の記述を削除してください。

秘密文書相当、機微な個人情報を含む場合は【機密性 3】

公開を前提としない場合は【機密性 2】（公開前の案の段階なども含む）

公開可能な場合は【機密性 1】

※取扱制限等(例 1：関係者限り、例 2：公表までの間)については必要に応じて追加してください。

定し、その対象地における土壤中のダイオキシン類濃度の概況が把握できるよう調査地点を選定するものとする。

(2) 調査指標確認調査

調査指標値以上の地点の周辺において、発生源の立地や周辺の土地利用の状況等を勘案して調査地点を選定するものとする。

(3) 範囲確定調査

土壤の環境基準値を超えている地点の周辺において、一定の間隔をおいて調査地点を選定するものとする。既存の資料等から判断して高濃度に汚染されているおそれが高い場所については、密度を高めて調査地点を配置するものとする。

さらに、最も高濃度の汚染が判明した地点及び下層に汚染が及んでいるおそれがある地点については、深度方向に試料採取点を選定するものとする。

(4) 対策効果確認調査

対策を実施した範囲及びその周辺から、適宜、調査地点を選定し、必要に応じて深度方向にも試料採取点を選定するものとする。

(5) 継続モニタリング調査

調査指標値以上の地点を選定するものとする。

なお、複数の地点を一つの対象地と見なすことができるときは、適宜、その代表的な 1 地点を選定することとしても差し支えない。

3 常時監視に係る調査測定項目

調査測定項目は、法第 2 条に規定するダイオキシン類である。

【機密性 2】

※機密性は以下を参考に、適切に変更・表示し、以下の記述を削除してください。

秘密文書相当、機微な個人情報を含む場合は【機密性 3】

公開を前提としない場合は【機密性 2】（公開前の案の段階なども含む）

公開可能な場合は【機密性 1】

※取扱制限等(例 1：関係者限り、例 2：公表までの間)については必要に応じて追加してください。

なお、都道府県の区域内の汚染の状況を的確に把握するためには、含水率、強熱減量、土性等についても調査するとともに、土地の利用状況や周辺の発生源の立地状況等の情報を併せて収集することが望ましい。

また、調査指標値以上の地点については、必要に応じて発生源の究明、他媒体等に係るダイオキシン類の調査を併せて実施することが望ましい。

4 常時監視に係る調査測定の方法

測定方法は、告示に定めるところによることとし、具体的な方法については、別途通知する。